平成２２年（フ）第１５０号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目５番３号三幸荘10号
債務者　保険企画山岡こと　山岡　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
福岡県直方市大字下境2558番地３
債務者　寺島　澄江
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１８０号
大分市大津町３－７　K－10　404号、住民票上の住所大分市大字木上85番地の１ＵＮコーポ204
債務者　後藤　協子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
北海道岩内郡共和町南幌似30番地７
債務者　境井　朱實
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第５号
宮城県大崎市田尻沼木字筒水58番地
債務者　千葉　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
石川県加賀市山代温泉大和町334番地　雇用住宅１号棟205号室
債務者　戸田　英生
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２６号
石川県小松市小馬出町86番地
債務者　徳田　裕造
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２７号
石川県加賀市山中温泉長谷田町ヘ27番地、従前の住所石川県小松市御館町乙111番地
債務者　田畑美智枝
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８８号
長野県須坂市望岳台21番地の４
債務者　久保　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山口県宇部市西小串１丁目３番35―203号、住民票上の住所山口県宇部市大字西岐波4721番地１
債務者　藤村りか子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４１号
北九州市戸畑区中原西１丁目11番15号
債務者　中村　睦美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１２号
北九州市門司区柳町３丁目10番10号　101号
債務者　安陪　源次
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１３号
北九州市門司区柳町３丁目10番10号　101号
債務者　安陪　尚生
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３２号
福岡県中間市太賀４丁目11番10号
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４２号
北九州市小倉南区朽網東１丁目９番26号
債務者　山村　昌子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地８番403号
債務者　冨安ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６３号
北九州市八幡西区上の原２丁目２番９―306号
債務者　亀濱　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７４号
北九州市八幡西区永犬丸１丁目９番１号
債務者　神谷　正美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部